

## 養育支援訪問事業ガイドライン案の主な内容

### ●事業目的

○養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する

### ●対象者

○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要であって本事業による支援が必要と認められる家庭

### ●中核機関

○中核機関を設け、支援計画策定・進行管理や当該事業の対象者に対する他の支援との連絡調整を実施

### ●訪問支援者

○専門的相談支援は保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等、  
育児・家事援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等 が役割分担し支援

### ●支援内容

#### ○乳児家庭等に対する短期集中支援型

0歳児の保護者等で積極的支援が必要な育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して短期・集中的な支援を複数の観点から行う

#### ○不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型

不適切な養育状態や施設の退所等により、定期的な支援や見守りが必要な市町村や児童相談所による在宅支援家庭などに対して中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し指導・助言等支援を行う

### ●その他 次の点についても規定

○訪問支援者の研修プログラム例

○個人情報の保護及び守秘義務

○委託の場合の留意事項

○第二種社会福祉事業の届出等

# 児童虐待防止対策の経緯

児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待防止法の制定(H12. 11. 20施行)

- ・児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)
- ・住民の通告義務
- ・立入調査等における警察官の援助等

平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(H16. 10以降順次施行)

- ・児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象)
- ・通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象)
- ・市町村の役割の明確化(相談対応の明確化し虐待通告先に追加)
- ・要保護児童対策地域協議会の法定化
- ・司法関与の強化(強制入所措置、保護者指導)

平成17年

市町村児童家庭相談援助指針の策定(H17. 4)等

- ・市町村児童家庭相談援助指針・要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の策定等

平成19年

児童相談所運営指針等の見直し(H19. 1)

- ・安全確認に関する基本ルールの設定(48時間以内が望ましい)
- ・虐待通告の受付の基本を徹底
- ・きょうだい事例への対応を明確化
- ・すべての在宅の虐待事例に関する定期的なフォロー
- ・関係機関相互における情報共有の徹底(要保護児童対策地域協議会の運営強化)

平成20年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(H19. 6公布、H20. 4施行)

- ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等

## 児童虐待防止対策の現状(1)

年 度	児童相談所数 (か所)	児童福祉司数 (人)	子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域議会)等設置割合 (%)	児童相談所相談対応件数(件)	
				総数	うち児童虐待相談対応件数
平成12年度	174 ( 1.00 )	1,313 ( 1.00 )	-	361,124(1.00)	17,725 (1.00)
平成13年度	175 ( 1.01 )	1,480 ( 1.13 )	15.6% ( 1.00 )	381,843(1.06)	23,274 (1.31)
平成14年度	180 ( 1.03 )	1,627 ( 1.24 )	21.7% ( 1.39 )	398,025(1.10)	23,738 (1.34)
平成15年度	182 ( 1.05 )	1,733 ( 1.32 )	30.1% ( 1.93 )	341,629(0.95)	26,569 (1.50)
平成16年度	182 ( 1.05 )	1,813 ( 1.38 )	39.8% ( 2.55 )	351,838(0.97)	33,408 (1.88)
平成17年度	187 ( 1.07 )	1,989 ( 1.51 )	51.0% ( 3.27 )	349,911(0.97)	34,472 (1.94)
平成18年度	191 ( 1.10 )	2,139 ( 1.63 )	69.0% ( 4.42 )	381,757(1.06)	37,323 (2.11)
平成19年度	196 ( 1.13 )	2,263 ( 1.72 )	84.1% ( 5.39 )	367,852(1.02)	40,639 (2.29)
平成20年度	197 ( 1.13 )	2,358 ( 1.80 )	94.1% ( 6.03 )	-	-

\* ( )内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)(なお、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置割合は、平成13年度を1.00とした指数(伸び率))

\* 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置割合については、平成17年度までは6月1日現在、平成18年以降は4月1日現在

## 児童虐待防止対策の現状(2)

年 度	立ち入り件数 (件)	一時保護件数 (委託も含む) (件)	強制入所措置のための家庭裁判所 への申立・承認件数		児童養護施設 *2	児童養護施設における 新規入所児童のうち、 虐待を受けたことのある 児童の割合 (%)
			請求件数 (件)	承認件数 (件)	入所定員(入所率) (人)	
平成12年度	96 (1.00)	6,168 (1.00)	127	87	33,803 (85.5%)	49.6%
平成13年度	194 (2.02)	7,652 (1.24)	134	99	33,660 (88.0%)	53.4%
平成14年度	184 (1.92)	8,369 (1.36)	117	87	33,651 (89.3%)	52.2%
平成15年度	249 (2.59)	7,857 (1.27)	140	105	33,474 (89.7%)	53.7%
平成16年度	287 (2.99)	8,427 (1.37)	186	147	33,485 (91.4%)	62.1%
平成17年度	243 (2.53)	9,043 (1.47)	176	147	33,676 (91.5%)	-
平成18年度	238 (2.48)	10,221 (1.66)	185	163	33,561 (91.7%)	-
平成19年度	199 (2.07)	10,562 (1.71)	235	182	33,917 (90.9%)	-

\* 1) ( )内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)

\* 2) 児童養護施設の入所定員・入所率は10月1日現在。

# 児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法の概要

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、平成19年4月国会に提出。同年5月、可決・成立(平成19年6月公布、平成20年4月施行)。

## 1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

## 2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
  - ※ 裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)
  - ※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止命令をできる制度を創設。

## 3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

## 4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置の努力義務化など

## 平成21年度児童虐待防止対策関係予算案の主な内容

### 発生予防対策の推進

#### 【孤立化防止】

- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進
- ・養育支援訪問事業の推進
- ・地域子育て支援拠点事業の推進

#### 【虐待防止に向けた機運の醸成】

- ・オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

### 早期発見・早期対応 体制の充実

#### 【子どもを守る地域ネットワークの機能強化】

- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の推進

#### 【児童相談所の機能強化】

- ・評価・検証委員会設置促進事業 [新規]
- ・一時保護所における心理職員の充実、教員等の配置の促進

#### 【一時保護施設の充実】

- ・一時保護施設の環境改善

#### 【子どもの心の問題等への対応】

- ・子どもの心の診療拠点病院の整備

### 自立に向けた 保護・支援対策の充実

(社会的養護体制の拡充)

#### 【家族再統合に向けた取組の強化】

- ・保護者指導支援事業 [新規]

#### 【家庭的養護の推進】

- ・ファミリーホームの推進、里親支援体制の充実
- ・小規模グループケアの推進

#### 【入所している子どもへの支援の充実】

- ・乳児院における被虐待児個別対応職員の配置

# 第1次報告から第4次報告までの子ども虐待による 死亡事例等の検証結果総括報告の概要

H20.6.17

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

## はじめに

痛ましい虐待による死亡事例が続いており、本委員会のこれまでの提言が十分に活用されていないことから、総括的分析を行うとともに今後の課題等を取りまとめた。

## 対 象

○ 第1次報告から第4次報告までの対象事例(※)247例(295人)。

※ 厚生労働省が都道府県(指定都市等含む)に対する調査により把握した平成15年7月1日から平成18年12月31日までの間に生じた児童虐待による死亡事例

## 分析方法

○ 247例について、「心中以外」の事例175例(192人)、「心中」(未遂を含む)の事例72例(103人)に分けて分析。

○ 上記のうちの15例及び死亡には至らなかったが重大事例である1例についてこれまで行われたヒアリング・個別検証の結果も改めて取りまとめ、これらを通して得られた特に強調すべき点についても取りまとめた。